

### 第38回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年8月24日(月) 午後1時30分から午後2時40分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第三会議室

#### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席	○	
2	松尾富昭	出席	○	
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高瀬宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 5名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について
- 報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和2年8月24日 午後1時30分)

議長 それでは只今から、第38回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永委員と松尾委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が7件提出されております。

1番と2番が市街化区域の案件、3番から5番が都市計画区域外の案件、6番と7番が調整区域の案件となっております。

1番です。

大塩町の畑1, 293㎡につきまして、大塩町の■■■■より、「平成9年以前より、共同住宅敷地として利用している」との申請です。

2番です。

妻鹿の畑33㎡につきまして、妻鹿の■■■■より、「平成5年以前より、公衆用道路となっている」との申請です。

3番です。

夢前町糸田の畑251㎡につきまして、夢前町糸田の[ ]さんより、「平成6年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町塩田の畑72㎡につきまして、神戸市の[ ]より、「平成10年以前より、原野となっている」との申請です。

6番です。

安富町名坂の田畑3筆計1,126㎡につきまして、安富町名坂の[ ]より、「平成10年以前より、[ ]及び[ ]については原野となっており、[ ]については倉庫敷地として利用している」との申請です。

6番です。

豊富町神谷の畑102㎡につきまして、千葉県[ ]より、「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町大釜の田2筆計520㎡につきまして、飾東町八重畑の[ ]より、「平成12年以前より、露天駐車場及び雑木林となっている」との申請です。

以上、非農地確認7件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

なければ、議案第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号(P3～P5)を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、14件の申請が提出されております。

1番2番と11番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番2番が現在耕作面積0㎡の方の案件、3番から8番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、9番以

降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておらず、13番14番が特定非営利活動法人となっております外は、譲受人・借人はいずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、10番が約8km、12番が約1.8kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

夢前町護持の[ ]が、夢前町護持の[ ]より、夢前町護持の田260㎡については「購入したい」との所有権移転の申請と、

夢前町護持の田2筆計3,381㎡については「使用貸借権で借り受けたい」との貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,641㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」「野菜」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

3番から5番です。

飾東町志吹の[ ]が、飾東町志吹の田737㎡につきましては、飾東町志吹の[ ]より、「購入したい」との所有権移転の申請と、

飾東町志吹の田4筆計2,481㎡につきましては、飾東町志吹の[ ]より、「使用貸借権で借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,664㎡になる予定です。

作付作物は、[ ]が「ブルーベリー」「キウイ」、その他はいずれも「水稲」となっております。

6番です。

船津町の田951㎡につきまして、船津町の[ ]が、船津町の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,730㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

7番です。

船津町の田2筆計1,231㎡につきまして、船津町の[ ]が、船津町の[ ]より、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,100㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

8番です。

香寺町久畑の田2筆計1,381㎡につきまして、香寺町久畑の[ ]が、東京都の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,122㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

9番です。

勝原区丁の田2筆計1,405㎡につきまして、勝原区丁の[ ]が、網干区浜田の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、6,010㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

10番です。

菅野の田829㎡につきまして、南畝町二丁目の[ ]が、夢前町菅生潤の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は14,548㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

11番です。

夢前町護持の田2筆計372㎡につきまして、夢前町護持の[ ]が、夢前町護持の[ ]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は5,064㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

12番です。

別所町佐土新の田512㎡につきまして、御国野町国分寺の[ ]が、別所町佐土新の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、49,210㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

13番14番です。

山田町牧野の田3筆計1,982㎡につきまして、[ ]が、西今宿六丁目の[ ]より「購入し、[ ]が働く場として利用したい」との所有権移転の申請です。

農地法では、農地所有適格法人以外の法人での3条所有権移転は原則許可されませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハにより、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、その目的に係る業務の運営に必要な施設に利用する場合は、下限面積とともに、不許可の例外となっております。

作付作物は、[ ]が「野菜」、[ ]と[ ]が「粟」とな

っております。

以上、1番2番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との北西部地区農政協議会の意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請14件22筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

岡本委員

12番の案件ですが、以前より農地を買い足しているが、今のところ何も作付けは、されていないとのことですが、所有権移転後、作付けするまでの期限とかあるのですか？

事務局

所有権移転後、作付けまでの期限は特にありません。

大塚委員

あの辺りによく行くことがあり、確認しておりますが、[ ]に所有権が移転した農地はきれいに保全管理されております。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番2番が事情聴取、その外は承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は許可します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。

〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は5件提出されており、2番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

5番を除いて、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区下太田の田938㎡につきまして、勝原区下太田の[ ]が、「露天駐車場として利用したい」との転用の申請です。

現況は、「露天駐車場」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設医療施設が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、トレーラー3台と普通車10台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、転用済みのため不要となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

夢前町前之庄の田649㎡につきまして、夢前町前之庄の[ ]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接且つ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。

「事業内容」につきましては、パネル149枚、パワコン8台、出力[ ]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、援助、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当ありません。

3番です。

御国野町深志野の田978㎡につきまして、御国野町深志野の[ ]が、「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「造成済」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」に関しましては、他に事業に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、パネル300枚、パワコン4台、出力[ ]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

4番です。

別所町別所の畑767㎡につきまして、別所町別所の[ ]が、「貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である別所インターから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、建物の足場組立ての事業を営む個人事業主が、足場資材等を置くための、貸露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

5番です。

船津町の田364㎡につきまして、銚東町庄の[ ]が、「農家住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である船津ランプから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、延床面積131.86㎡の農家住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、農家住宅のため、建築許可は不要となっております。

以上、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請5件5筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

……。

議 長

それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P7～P8)を説明する。

(農地法第5条の規定による許可申請について)

説明に入ります前に資料の一部削除をお願いいたします。8ページの「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について」の案件でございますが、申請者より取下願の意向が示されましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は6件提出されており、

2番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

刀出の畑261㎡につきまして、揖保郡太子町の [ ] が、刀出の [ ] より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。

「事業内容」につきましては、床面積123.18㎡の住宅と車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

2番です。

石倉の田114㎡につきまして、石倉の [ ] が、石倉の [ ] より「購入して、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。

現況は「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

3番です。

安富町安志の田457㎡につきまして、宍粟市の [ ] が、安富町安志の [ ] より「購入して、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は「田」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。

「事業内容」につきましては、床面積111.39㎡の住宅と車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

4番です。

花田町上原田の田346㎡につきまして、花田町上原田の [ ] が、飾東町庄の [ ] より、「購入して、農作業場として利用したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である花田インターチェンジから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、農業機械を置くための資材置場及び乾燥場、育苗場等として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、  
「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

5番です。

御国野町深志野の田1, 342㎡につきまして、御国野町深志野の[ ]  
[ ]が、御国野町深志野の[ ]より「購入し  
て、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当する  
と考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第36条第5号  
の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されてお  
ります。

「事業内容」につきましては、従業員用駐車場として、普通車35台分  
の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

なお、この案件、転用面積が1,000㎡を超えているため、本日、現  
地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見とし  
ましては、「許可相当」となっております。

6番です。

香寺町犬飼の田499㎡につきまして、香寺町中仁野の[ ]  
[ ]が、[ ]香寺町須加院の[ ]より、「使用  
貸借権で借り受けて、一般住宅及び倉庫を建てたい」との転用の申請で  
す。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当する  
と考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日  
常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、借人に所有地はなく、他に事業目的  
に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積98.31㎡の住宅と延床面積  
19.25㎡の倉庫を建築し、車2台分の駐車場を設置する計画となってい  
ます。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申  
請中となっております。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題  
点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請6件6筆につきまして、よろ  
しくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

田廊委員

4番の案件の転用目的が農作業場となっておりますが、転用事業者である  
該受人が現在所有している農地面積と、農作業場をどのように使われるのか  
教えてください。

議長 私の地区の案件なのでお答えします。譲受人が現在所有している農地面積は、約4,000㎡程で、農作業場は、近いうちに倉庫を建てたいとのことです。

議長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第4号については、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。  
次に報告事項に入ります。  
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号（P9～P10）を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、7月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を8月5日に実施していただきました。  
1番は従業員1名が、2番から4番は妻が、その他はいずれも本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ありませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第1号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号（P11）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、7月10日から8月6日の間に受け付けたもの、資料11頁の5件9筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付いたしましたのでご報告いたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ありませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P12~P17)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、7月10日から8月6日の間に受け付けたもの、資料12頁から17頁の28件54筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付いたしましたのでご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P18~P19)を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が9件、計12件の通知がございました。

そのうち農地中間管理事業に該当するものは5件です。

貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきましてご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P20)を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、4月と6月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

いずれも7月13日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P21)を説明する。  
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

案件の説明に入る前に、農業経営改善計画(認定農業者)の認定申請について簡単にご説明します。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標(姫路市では所得概ね430万円以上)に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようと策定した計画(農業経営改善計画)について市町村から認定された農業者です。

認定申請の審査の基準に照らし、会長決裁により市へ回答し、その結果、市から認定を受け報告案件とします。

では、案件のご説明をいたします。

報告第6号、農業経営改善計画の認定について、6月の会長決裁分です。

水稲、露地野菜などを営農している林田町中橋の[ ]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果として、[ ]は7月22日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、確認とさせていただきます。  
本日の議案は以上です。  
事務局、他に連絡事項等がありますか。

事務局

農業委員会だより編集委員の選定につきまして、各地区から2名選出していただきますよう、話し合いをお願いします。

田原委員

北西部地区からは、私、田原と橋本静枝委員を選出いたします。

岸本委員

北東部地区からは、私、岸本と宮下裕光委員を選出いたします。

青田委員

中南部地区からは、私、青田と高濃宏章委員を選出いたします。

事務局

ありがとうございました。選出されました委員さんにつきましては、今後、編集委員会への参加をお願いします。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時40分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

---

(署名委員)

福永 利一

---

(署名委員)

松尾 富昭

---